

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

## 山梨国民年金 事案 237

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月まで

私は、地区の民生委員の勧めで国民年金に加入した。加入及び保険料の納付手続もすべて民生委員に依頼し、保険料は農協の夫の口座から納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月で、1 年以下の短期間である上、申立期間の回数が 1 回、前後の期間の国民年金保険料を納付しており、かつ、申立期間以外の残余の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人が社会保険事務所に記録の照会を行った際、申立期間の直前 3 か月について、申立人の記録が未納から納付済みに訂正されたことが確認できる。

さらに、申立期間の前後を通じ、申立人の生活状況に特段の変化や資力に問題があった事情もうかがえず、昭和 61 年 7 月からは口座振替による納付、平成元年からは前納するなど納付意識は高かったものと認められ、ほかに申立人が申立期間の保険料を納めなかったとする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から43年8月まで  
② 昭和56年1月から同年2月まで

私は、毎月、納税組合の集金人に、国民年金保険料を集金してもらっていた。夫も一緒に納付していたと思う。留守のときは、息子や娘が払ったこともある。引越をしたので領収証は無いが、納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の子が、「家に集金に来た人に、国民年金保険料を払っていたことを覚えている。」と証言しており、昭和55年4月から同年12月までの国民年金保険料が納付され、その後の申立人が厚生年金保険に加入していた期間のうち56年4月及び同年5月の国民年金保険料が過誤納として還付されていることからみて、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、申立期間①については、申立人は、毎月、納税組合の集金人に国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人と一緒に集金されていたとするその夫の記録を確認したところ、申立人と同様に、申立期間①の昭和38年10月から43年8月までの期間が未納となっていることが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和44年2月に不在被保険者として扱われていることから、39年5月25日にA市（現在は、B市）からC市に転入した際に、国民年金課での住所変更の手続を行わなかったことが推認され、50年5月8日に同市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されるまで、申立人の氏名は、国民年金の集金者名簿には記載されてい

かったものと推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和56年1月から同年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山梨厚生年金 事案 146

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（34 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 34 万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 2 月 28 日まで

私は、月に 34 万円の給与を支給されていた。社会保険庁の記録によると、私の標準報酬月額が 9 万 2,000 円になっており、間違っているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、34 万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 9 年 2 月 28 日以降の同年 3 月 6 日に、申立人の標準報酬月額が、7 年 10 月から 9 年 1 月まで、9 万 2,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 7 年 10 月から 9 年 1 月までは 34 万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年7月から9年5月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から9年6月30日まで

社会保険庁から受け取った年金記録が、確定申告書の内容や給与台帳と違っている。社会保険料は、滞納分については3回に分けて清算しており、その後督促等はもらっていない。記録の訂正の話は一切聞いていない。正しい報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年7月から9年5月までは59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年6月30日以降の同年7月8日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、7年7月から9年5月まで9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿閉鎖謄本によれば、申立期間当時、申立人は、その夫と共に同社の代表取締役であったが、他の取締役の証言により、実際にはその夫が経営全般の実権を持っており、申立人は不動産の賃貸業務に従事しているのみで、月1回の運営会議にも出席しておらず、総務・経理には関与していなかったことが推認できることから、申立人は、標準報酬月額を遡及<sup>そきゅう</sup>訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年7月から9年5月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和37年6月16日、資格喪失日を38年1月11日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月16日から38年1月11日まで

私は、昭和34年3月22日にD社に入社し、37年6月の転勤により、A社B店に継続して勤務していた。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、D社から引き続いてA社B店に勤務していたと主張しているところ、事業所保管の人事記録には、昭和37年6月16日から38年1月10日まで同社B店に在籍したことが明記されており、申立人保管の失業保険金受給資格者証の記載内容からも、申立期間に雇用保険に加入していたことが推認できる。

また、A社B店の元上司は、「申立人は、婦人服売場の係長だった。」と証言しているほか、申立人と同様に同店において係長として勤務した同僚は、申立人が勤務していたことを記憶しており、社会保険事務所の記録によれば、当該同僚を含む複数の同僚には、いずれも申立期間において、同店における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、同じ業務に従事していた同僚の記録及び上司の証言から判断すると、1万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては当時の関係資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年6月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年7月から同年9月までは53万円、7年10月から8年12月までは50万円、9年1月から同年5月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年7月1日から9年6月30日まで

私は、A社の経理事務を受託し、その収入でB社の人件費を払っていた。平成9年の1月ころから資金繰りに苦慮し、社会保険料の未納累積額があったと思うが、金銭払出等の事務に関わっていなかったため、当時の記憶は乏しい。滞納保険料についての請求対応は、社長がすべてしていたので、私の報酬を減額して相殺処方の一策としたのではないかと思う。私の報酬を正しいものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年7月から同年9月までは53万円、7年10月から8年12月までは50万円、9年1月から同年5月までは44万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、B社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年6月30日以降の同年7月9日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、7年7月から9年5月まで9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は、B社において取締役の立場であったが、平成9年6月ころには、申立人が社会保険手続業務を担当していなかったこと、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正について同意したことは無いと主張していること、

当時の代表取締役の妻が、「申立人は、経理担当者であり、独断で社会保険の届出をするような権限は持っていなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年7月から同年9月までは53万円、7年10月から8年12月までは50万円、9年1月から同年5月までは44万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年9月に係る標準報酬月額が30万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならないと記録されているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消すことが必要である。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から18年10月1日まで

私は、インターネットで自分の厚生年金保険標準報酬月額を確認したところ、給与額と異なっていた。再三、社長に訂正を申し出たが、訂正書類を提出してくれず、社会保険事務所に相談したところ、調査となり社長が届出をして2年分は訂正された。それ以前の期間についても正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間のうち、平成18年9月に係る標準報酬月額は、当初14万2,000円と記録されていたところ、事業所が当該期間に係る報酬月額を14万2,000円から30万円に訂正する届出を、2年を超えて行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、

当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正届に基づく標準報酬月額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14万2,000円）となっている。

しかしながら、申立人が提出した給与明細書により、申立期間において、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、申立期間に係る社会保険事務所保管の被保険者報酬月額算定基礎届によれば事業主は、いずれも標準報酬月額が14万2,000円に相当する報酬額を届け出たことが確認できることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る保険料控除額に相当する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 61 年 3 月まで

納付した年月ははっきり覚えていないし、領収証も保管していないが、A 町役場の人と社会保険庁の人が一緒に自宅に来て、今のままでは 60 歳になっても年金はもらえないが、今回の特例の時に納めればちょうどよいからと言われ、その場で 72 万円くらいを納付した。ところが、今回社会保険事務所で記録を確認したところ、年金手帳が交付されたのが昭和 62 年だから 53 年から 55 年の特例納付はあり得ないと言われ納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 町役場（現在は、B 市）職員と社会保険庁職員と一緒に自宅に来て、納付勧奨を受けたので、その場で未納分の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、B 市によれば、旧 A 町において役場職員が戸別訪問によって特例納付保険料の集金を行った事実は無かったとしている上、申立人は申立期間以降に実施された附則 18 条の特例納付及び附則 4 条の特例納付のいずれの期間も C 市に住所があり、同町には住所が無かったとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 2 月 18 日に払い出されており、別の手帳記号番号が旧 A 町で払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から51年3月まで  
私の国民年金保険料は、毎月、婦人会が集金し、そのときの係が役場に納めていた。全期間納めているはずなので、納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、毎月、婦人会が集金し、役場に納付したはずであると主張しており、事実、婦人会が国民年金保険料を集金していたことは、当時の役場職員からの聴取により確認できる。

しかし、当時、同居していた申立人の母からは保険料の納付状況を聴取できない上、当時の婦人会の会員は、「婦人会では、国民年金保険料のほか国民健康保険税や固定資産税等の集金もしており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したかどうかについては分からない。」としていることから、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付状況については確認できなかった。

また、A町に保存されている拠出制年金受付処理簿を見ると、申立人の欄には「受付 52. 2. 5、報告（進達） 52. 2. 16」と記載され、備考に「適用もれ・新規」とあることから、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和52年3月8日に払い出されている記録に誤りは無いものと認められ、44年11月から52年3月までに同町で払い出された手帳記号番号払出簿を確認してみても、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事実は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出日からすると、申立人の申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの期間は過年度納付となるが、過年度保険料は婦人会で納付することができなかったことから、当該期間の保険料を納付したとも考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月まで

私は、60 歳になる直前に、社会保険事務所で申立期間の国民年金保険料が未納であると言われた。その時まで、未納を指摘されたことが無かったので納得できなかったが、満額の年金を受給したかったので、不足の 7 か月分の保険料を一括納付した。しかし、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳到達後の昭和 39 年 10 月ころ、A 区役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は地区の集金人を通じて納付したと主張しているが、申立期間について国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記帳、確定申告書等）及び周辺事情は無い。

また、申立人は、最初の国民年金手帳には結婚後の姓が記載されていたと記憶しており、結婚の届出がされたのが昭和 40 年 1 月 \* 日であること及び申立人の国民年金手帳記号番号が同年 8 月 20 日に当該区に割り当てられたものであることから、申立人が加入手続きを行ったのは同年 8 月以降であると推認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳の昭和 40 年度国民年金印紙検認記録には、昭和 41 年 4 月 8 日の日付印が 12 か月分（現年度の一括納付）あるが、この時点では、申立期間の保険料は過年度分で、地区の集金人を通じて納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 147

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 25 日から 49 年 1 月 26 日まで  
私は、昭和 45 年 10 月 1 日から 51 年 10 月 25 日まで A 社に勤務していた。ねんきん特別便を見て、申立期間における厚生年金保険の被保険者期間が無いことを知った。継続して働いていたので申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の間も継続して勤務していたと主張しているが、A 社が保管する「被保険者資格喪失確認通知書」及び「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、社会保険事務所の確認印が押され、日付及び記載内容に不自然さは見当たらない上、公共職業安定所長の印が押された「失業保険被保険者資格喪失通知書（2 枚）」で確認できる雇用保険への資格取得日及び離職日は、社会保険事務所の厚生年金加入記録と一致している。

また、申立人の元同僚二人は、「申立人は一旦会社を辞めて、また入り直した。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

私は、平成 14 年 9 月 30 日まで A 協同組合の事務局に勤務していた。当時は同協同組合の財政状況が悪く、B 事務所の事務局を閉鎖したため退職したが、在職中、給与を減額されたことがないにもかかわらず、標準報酬月額が訂正されていることに納得できないので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の A 協同組合における標準報酬月額は、当初、平成 14 年 2 月から同年 9 月までは 62 万円と記録されていたが、同協同組合が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 9 月 30 日以降の同年 12 月 27 日に、申立人の標準報酬月額の記録が、同年 2 月から同年 8 月まで 44 万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管する滞納処分票によれば、A 協同組合では、加入当初の平成 14 年 2 月分の厚生年金保険料から滞納が発生しており、同年 10 月には報酬の減額及び給与未払いの実態等により、社会保険事務所から厚生年金保険の脱退手続に関する指導を受けていることが確認できる。報酬月額の変更に関する相談をし、実態に見合った適正な届出をするよう指導を受けるなど、社会保険事務所の担当者とは頻りに交渉していたことが確認できることから、申立人は、当時の同協同組合における厚生年金保険料の支払い等について、職務上直接的に関与し、一定の権限を有していたものと認められる。

また、当時、A協同組合の社会保険事務を代行していた社会保険労務士事務所の担当者は、「社会保険関係の諸手続は、社印の押印を含めて申立人を通じて行っており、申立人が報酬訂正について知らないということは考え難い。」としている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A協同組合の事務局長として、自らの標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理に職務上関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月23日から33年4月1日まで  
会社を退職したときには、最後の給料を受け取っただけで、退職金も一時金も受け取っていない。退職後は実家にいて家事をしており、脱退手当金が送金されていけば分からないはずはなく、1万4,000円という大金を受け取った記憶が無いのに、脱退手当金を受給したことになっていることは納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後計5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年4月の前後2年以内に資格喪失した者49名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、46名について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年5月20日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 9 年 6 月 30 日まで  
年金記録上の報酬額が、会社から支払われた報酬と違っている。月額変更等、引下げの手続きは一切した覚えはない。もし、手続きを行ったとすれば、確定申告の修正申告をしているはずである。正しい報酬額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人が代表取締役を務めるA社は、平成9年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社が適用事業所ではなくなった後の同年7月11日付けで、申立人の標準報酬月額(59万円)が、7年7月までさかのぼって、9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、B県建設業厚生年金基金の保管する資料によれば、A社では、平成8年9月分の厚生年金基金保険料から滞納が続いたため、複数回にわたり、申立人と同基金担当者との間で、同社の滞納保険料の処理方法について話し合いが行われていたこと、及び同基金担当者が、社会保険事務所の職員から、社会保険事務所における同社に対する滞納処分に関する処理の進捗状況を確認し、同基金が当該処理に従って処理をしていた事実が確認できることから、滞納保険料の処理手続は同社の代表取締役である申立人の同意の上で進められていたものと認められる。

また、B県建設業厚生年金基金から発信された平成9年9月11日付けのA社あての文書「厚生年金基金掛金の納付について(督促)」によれば、「平成7年7月分～平成9年5月分<sup>そきゅう</sup>遡及取消額」が明確に記載されており、申立人が標準報酬月額の減額<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理による結果を全く認識していなかったとの主張は認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、これを有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 155

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 42 年 9 月 16 日まで

社会保険事務所で調べてもらったところ、申立期間の 59 か月分の厚生年金保険について、脱退手当金が支給されていると聞き、驚いた。そのような制度があること自体、聞いたことは無く、手続をした覚えも無い。給料の中から頑張って掛けてきた掛金を、私の知らない所で勝手なことをされ、悔しく許せない気持ちで一杯である。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人の脱退手当金の支給額、裁定年月日（昭和 43 年 3 月 16 日）及び支給年月日（同月 27 日）が記載されている上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、「脱 甲府」の印に加え、申立人の脱退手当金の裁定年月日である「43. 3. 16」との記載も確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 43 年 3 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 156

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月1日から50年7月31日まで

私は、昭和47年12月から平成元年1月まで、継続してA社に勤務していた。社会保険庁の記録によると、一度退職したことになるが、退職したことはなく、申立期間について厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月から平成元年1月まで継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業所の役員及び元同僚から「申立人は、会社を一度退職し、その後再入社した」との証言があることから、申立人が申立期間において継続して勤務していた事情はうかがえない。

また、社会保険事務所保管の被保険者原票により、申立人は、整理番号\*番で47年12月1日資格取得、49年9月1日資格喪失、整理番号\*番で50年8月1日資格取得していることが確認でき、被保険者台帳の整理番号に欠番は無く、連番となっていることが認められる。

さらに、事業所保管の被保険者資格喪失通知書及び被保険者報酬決定通知書の申立人の健康保険被保険者証の番号欄には、\*番（当初は\*番で加入）と記載されていることから、再加入として管理されていたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたこと及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。